

調達要求番号：07-1-4000-0002-0001-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	—	仕様書番号	SKS-9-00025
名称	汚水処理施設維持管理	防衛大臣承認年月日	—
		作成年月日	令和7年2月19日
		改正年月日	—
		沖縄基地隊	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊における汚水処理施設維持管理について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に規定した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

浄化槽法（昭和58年法律第43号）

計量法（平成26年6月13日法律第69号）

海上自衛隊契約規則の実施に関する細部（海幕経第183号。27.3.18）

b) 関連文書

防衛省所管物品管理取扱規則（平成29年防衛省訓令第9号）

秘密保全に関する達（平成19年海上自衛隊達第16号）

海上自衛隊契約規則（平成27年海上自衛隊達第4号）

2 役務に関する要求

2.1 履行場所

沖縄基地隊及び沖縄海洋観測所（付図1及び付図2）

2.2 役務の内容

役務の内容は、次による。

- 契約の相手方は、当該施設の正常な機能を維持するため、機械及び電気設備等の保守管理、処理機能管理、水質管理、清掃及び消毒液の補給等を行い、所定の水質を確保する。作業実施要領及び周期は、付表1による。
- 各汚泥貯留タンク及び中継ポンプ槽は、汚泥引抜き及び清掃実施後、空の状態での引き渡しを行い、清掃報告書を監督官に提出する。
- 契約の相手方は、100人槽に対する浄化槽法（昭和58年法律第43号）第11条に基づく法定検査を実施するため、浄化槽指定検査機関と実施日を調整し検査を行う。

- d) 検査費用は、契約の相手方の負担とする。
- e) 当該役務で使用する用水は、必要な水は官側負担とする。
- f) 契約の相手方は、当該役務を実施するにあたり、浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づき施工管理体制を確立し、品質、工程、安全及び環境保全等の適切な施工管理を行う。
- g) 契約の相手方の故意又は過失によって生じた損害は、契約の相手方の責任において、速やかに修復する。
- h) 契約の相手方は、作業の都度、監督官に作業開始前と終了後の報告を行う。
- i) 当該役務に従事する者は、役務従事者名簿に記載し、監督官に提出すること。

2.3 資格等

当該役務は、浄化槽管理者資格を有する者が実施及び監督すること。

2.4 履行期間

契約締結後から令和8年3月31日までとする。

3 監督・検査

3.1 監督

監督官は、契約の相手方に必要な指示及び監督を行い、この仕様書に基づく要求事項に適合しているかを確認する。

3.2 検査

検査は、立会い及び書類審査により実施する。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表1による。

表1－提出書類

番号	書類名	部数	提出時期	提出先	備考
1	着手届	3	契約締結後速やかに	監督官	書式22 ^{a)}
2	役務従事者名簿	1	契約締結後速やかに	監督官	様式適宜
3	浄化槽管理者の資格証の写し	1	契約締結後速やかに	監督官	様式適宜
4	点検報告書	1	付表1に示す点検の都度速やかに	監督官	様式適宜
5	清掃報告書 (カラー写真含む)	1	付表1に示す点検の都度速やかに	監督官	様式適宜 ※2.2 b)
6	濃度計量証明書	1	役務期間中1回	監督官	様式適宜
7	終了届	3	役務終了後速やかに	検査官	書式22 ^{a)}

注 a) 海上自衛隊契約規則に実施に関する細部（海幕経第183号。27.3.18）

4.2 安全管理

契約の相手方は、関係法令を遵守するとともに、各種災害を発生させることのないよう、万全の対策を講じること。

4.3 その他必要な事項

4.3.1 官施設の入門手続き等

作業員等の官側施設の入門手続き等については、官側の指示に従い実施する。また、申請から許可までに約 1 か月程度を要することから、作業着手時期については、事前に作業日程等を官側とよく調整する。

4.3.2 疑義事項

この仕様書において疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

5 保全

- a) 契約の相手方は、日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していない者を配置する。
- b) 契約の相手方は、点検及び作業中の安全管理にそれぞれの関連する法規及び規則に従い、必要な措置を行う。
- c) 契約の相手方は、本件に関連して業務上知り得た秘密を、第三者に漏洩してはならない。
- d) 契約の相手方は、本作業実施中に官側施設及び器具等に損害を与えた場合は、契約の相手方負担により原状に復元する。

付表 1 - 作業実施要領 (1 / 3)

1 100人槽(沖縄基地隊舟艇庫)

点検箇所	項 目	周期
1 スクリーン	沈砂、沈殿物、浮上物の量及び内容の観察 異物の流入観察 金属部における錆の観察 沈砂の除去を適宜行い、沈殿物、浮上物を圧力水で粉砕し有機性固形物を破砕機へ移送する。 ビニール類、布片、木片、金属片等異物の除去 スクリーンの水洗い清掃 流入水の色合い、臭気、水温、pH、透視度の測定	2W (26回)
2 原水槽	揚水ポンプの点検 フロートスイッチの作動確認 作動水位の確認及び調整 音、振動、電流値の確認	
3 流量調整槽	揚水ポンプの点検 散気装置の日詰まりの確認 流量調整機の点検 フロートスイッチの作動確認 作動水位の確認及び調整 音、振動、電流値の確認	
4 自動スクリーン	作動確認 回転方向、音、振動、モーター温度、電流値の確認 曇物のかく上げ	
5 担体反応槽	ブローア、モーターの作動確認 回転方向、音、振動、電流値の確認 散気装置の日詰まりの確認 ブローア、モーターへのオイル、グリス等の補給 泡発生状況の確認 ばっ気槽混合液の色合い、性状、臭気、水温、pHの測定 必要に応じてのDO(溶存酸素量)及びMLSSの測定 生物槽の適時観察 ばっ気槽内の異物の有無確認(異物の除去)	
6 担体ろ過槽	ろ過槽内の水の色合い、臭気、水温、pH 透視度の測定	
7 消毒槽	塩素の有無の確認及び補充 塩素注入率の確認 残留塩素の測定 塩素滅菌機の日詰まり清掃	
8 汚泥貯留タンク	濃縮作業の実施 害虫発生の確認 バキューム車による引き抜き清掃及び立会い。	
9 放流槽	放流ポンプの点検 フロートスイッチの作動確認 作動水位の確認 音、振動、電流値の確認 逆止弁の動作確認	
10 電気制御盤	各制御盤の異常の有無確認 電源電圧、各モーター電流値の測定 盤内各機器の変色、熱、臭気、異音の有無確認 盤内ターミナルの締め付け部の点検 各制御盤の絶縁抵抗の測定(適宜)	
11 放流水水質分析	BOD SS pH 大腸菌群数	1Y (1回)

付表1-作業実施要領 (2/3)

2 中継ポンプ槽(沖縄基地隊警衛所, 体育館, プール)

点検箇所	項 目	周期
1 中継ポンプ槽 警衛所 (1.2m×1m×H1.3m) 体育館 (1.5m×1.5m×H1.5m) プール (1.2m×1.2m×H1.3m)	ポンプの作動確認 ポンプの音, 振動, 電流値の確認 レベルスイッチのポンプ自動運転の確認 レベルスイッチの点検清掃 ポンプ槽内の異物の有無確認 (異物の除去) バキューム車による引き抜き清掃及び立会い。	1 M (12回) 1 Y (1回)

3 300人槽 (沖縄海洋観測所)

点検箇所	項 目	周期
1 スクリーン	沈砂, 沈殿物, 浮上物の量及び内容の観察 異物の流入観察 金属部における錆の観察 バイパス用ゲートの開閉具合の点検 沈砂の除去を適宜行い, 沈殿物, 浮上物を圧力水で粉砕し有機性固形物を破砕機へ移送する。 ビニール類, 布片, 木片, 金属片等異物の除去 スクリーンの水洗い清掃 流入水の色合い, 臭気, 水温, pH, 透視度の測定	1W (52回)
2 破砕機 (コンピュータ)	作動確認 回転方向, 音, 振動, モーター温度, 電流値の確認 切断室の清掃, カッター類の点検	
3 原水槽	揚水ポンプの点検 フロートスイッチの作動確認 作動水位の確認及び調整 音, 振動, 電流値の確認	
4 流量調整槽	揚水ポンプの点検 水中攪拌ポンプの点検 水中攪拌ポンプのフィルタの清掃 流量調整機の点検 フロートスイッチの作動確認 作動水位の確認及び調整 音, 振動, 電流値の確認	
5 ばっ気槽	ブロアー, モーターの作動確認 回転方向, 音, 振動, 電流値の確認 散気装置の目詰まりの確認 ブロアー, モーターへのオイル, グリス等の補給 還流の確認 泡発生状況の確認 ばっ気槽混合液の色合い, 性状, 臭気, 水温 SV (沈殿物の堆積量), pHの測定 必要に応じてのDO (溶存酸素量) 及びMLSSの測定 生物槽の適時観察 ばっ気槽内の異物の有無確認 (異物の除去)	
6 沈殿槽	沈殿槽内水流の乱れ確認 超流堰からの水流の確認 汚泥返送の確認及び汚泥量の調整 沈殿槽内の水の色合い, 臭気, 水温, pH 透視度の測定 汚泥量の調整 スカム返送ポンプの作動確認 (タイマー調整) スカムスキーマの作動確認 スカムの発生状況確認 沈殿槽内の異物の有無確認 (異物の除去)	

付表1-作業実施要領 (3/3)

点検箇所	項目	周期
7 消毒槽	塩素の有無の確認及び補充 塩素注入率の確認 残留塩素の測定 塩素滅菌機が目詰まり清掃	1W (52回)
8 汚泥貯留タンク	濃縮作業の実施 害虫発生の確認 バキューム車による引き抜き清掃及び立会い。	
9 放流槽	放流ポンプの点検 フロートスイッチの作動確認 作動水位の確認 音、振動、電流値の確認 逆止弁の動作確認	1Y
10 電気制御盤	各制御盤の異常の有無確認 電源電圧、各モーター電流値の測定 盤内各機器の変色、熱、臭気、異音の有無確認 盤内ターミナルの締め付け部の点検 各制御盤の絶縁抵抗の測定 (適宜)	1W (52回)
11 放流水水質分析	BOD SS pH 大腸菌群数	1Y

4 中継ポンプ槽(沖縄海洋観測所)

1 中継ポンプ槽 <small>沖縄海洋観測所 (2m×2m×H1.6m)</small>	ポンプの作動確認 ポンプの音、振動、電流値の確認 レベルスイッチのポンプ自動運転の確認 レベルスイッチの点検清掃 ポンプ槽内の異物の有無確認 (異物の除去) バキューム車による引き抜き清掃及び立会い。	1M (12回) 1Y (1回)
--	---	----------------------------

5 その他

5.1 一般事項

- a) 原則として0830～1130及び1300～1645を勤務時間とする。ただし、指定された勤務時間以外で作業を実施する場合は、事前に官側の了承を得ること。
- b) 金属部分の錆の発生状況を観察し、湿度が多く錆びやすい個所は油拭きをし、その他の部分は乾いたウエスで空拭きをすること。
- c) 各配管の継ぎ手、バルブ類からの漏れには特に注意すること。

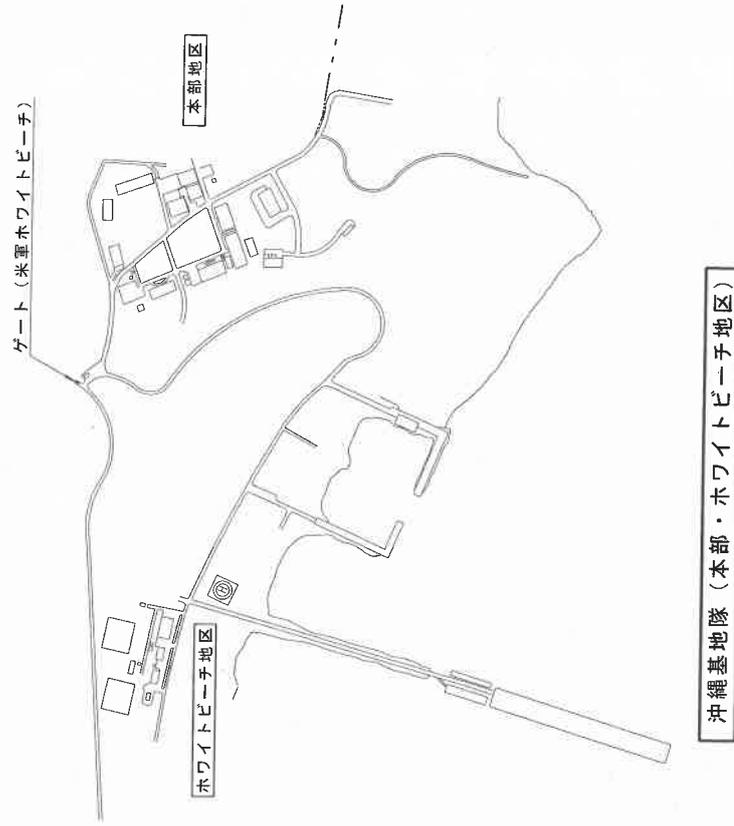
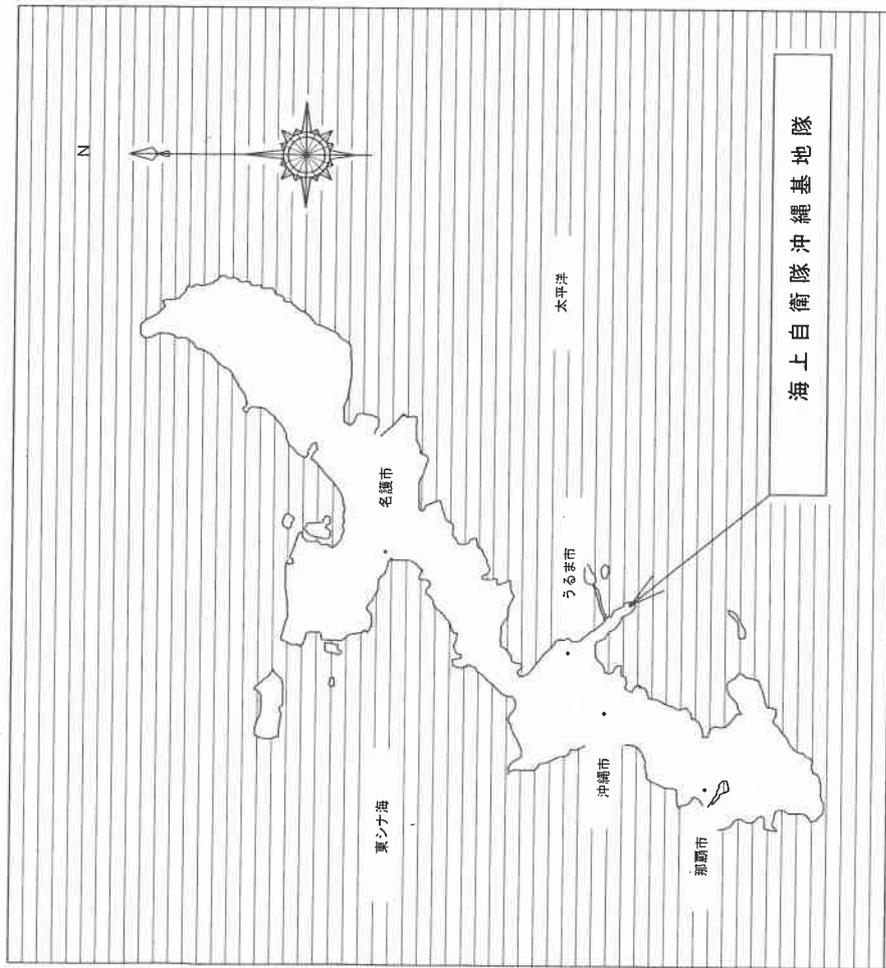
5.2 記録

作業を実施した場合はその結果を記録し、施設管理者に報告するものとする。

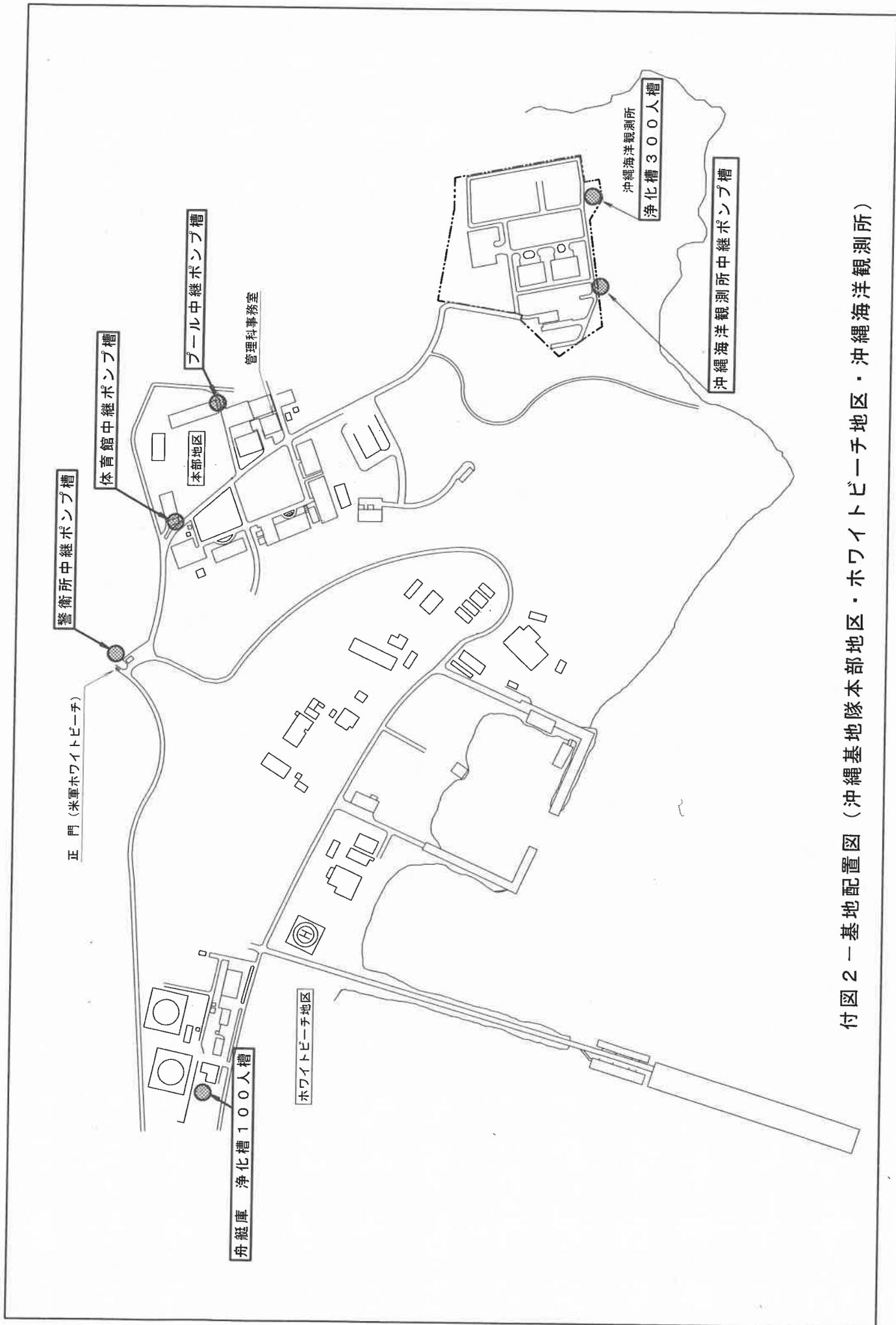
5.3 水質検査

- a) 水質分析は、計量法 (平成26年6月13日法律第69号) 第107条の登録事業所を通じて行い、その結果を監督官に報告するものとする (本勤務中、各施設1回)
- b) 簡易水質検査は水温、pH、SV、透視度、亜硝酸反応、残留塩素、塩素イオン等を毎点検時に検査し記録する。

注記 各施設に該当しない事項は削除する。



付図1 一案内図



付図 2-1 基地配置図 (沖繩基地隊本部地区・ホワイトビーチ地区・沖繩海洋観測所)